

東京都公報

発行
東京都

目次

89

規則（教）

○学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………一

○東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………二

○東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………二

○都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………三

訓令（教）

○職員の育児休業等に関する規程の一部改正……………三

○地方公務員法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される職員の旅費規程の一部改正……………三

規程（文）

○東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程……………四

○東京都交通局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程……………四

○東京都交通局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程の一部を改正する規程……………五

規程（水）

○東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程……………五

程……………五

○東京都水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程……………六

○東京都水道局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程の一部を改正する規程……………六

規程（下水）

○東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程……………六

○東京都下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程……………七

○東京都下水道局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程の一部を改正する規程……………七

訓令（議）

○東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正……………八

○地方公務員法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される職員の旅費規程の一部改正……………八

規則（教）

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年十二月二十七日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第二十八号

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項及び第二項ただし書中「一年三月」を「一年六月」に改める。

第二十六條第一項中「職員の現住居が」を削り、「滅失し、又は損壊したことにより、

職員が当該住居の復旧作業等のため」を「次の各号のいずれかに該当する場合で、職員が」に、「場合」を「とき」に改め、同項に次の各号を加える。

一 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。

二 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

第二十六条第二項中「又は損壊した」を「若しくは損壊した日又は生活に必要な水、食料等が著しく不足した」に改め、同条第三項中「又は損壊した」を「若しくは損壊した」と又は生活に必要な水、食料等が著しく不足した」に改める。

第二十八条第三項中「前項」を「介護休暇を承認された期間又は前項」に改め、「第一項ただし書の規定により承認された介護休暇にあつては」を削り、「期間」を「各期間」に改める。

附則

1 この規則は、令和六年一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第二十二條(都立学校等に勤務する時間講師に関する規則(昭和四十九年東京都教育委員会規則第二十四号。以下「時間講師規則」という。))第十八條の二第一項第二号、都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則(平成十九年東京都教育委員会規則第六十号。以下「日勤講師規則」という。))第二十一條第二号及び東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成二十七年東京都教育委員会規則第九号。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。))第二十条において準用する場合を含む。)に規定する育児時間、改正後の規則第二十六条に規定する災害休暇及び改正後の規則第二十八条(時間講師規則第十八條の三第二項、日勤講師規則第二十二條第二項及び会計年度任用職員勤務時間規則第二十六条第二項において準用する場合を含む。)に規定する介護休暇の請求等は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年十二月二十七日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第二十九号

東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成二十七年東京都教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項中「慶弔休暇」の下に「災害休暇」を加える。

第二十三條の次に次の一条を加える。

(災害休暇)

第二十三條の二 災害休暇については、規則第二十五條の規定を準用する。

第三十條中「、第二十三條」を「から第二十三條の二まで」に改める。

附則

1 この規則は、令和六年一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則第二十三條の二に規定する災害休暇の請求等は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年十二月二十七日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第三十号

東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「慶弔休暇」の下に「災害休暇」を加える。
第二十三条の次に次の一条を加える。

（災害休暇）

第二十三条の二 災害休暇については、規則第二十六条の規定を準用する。

第三十条中「、第二十三条」を「から第二十三条の二まで」に改める。

附 則

1 この規則は、令和六年一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則第二十三条の二に規定する災害休暇の請求等は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年十二月二十七日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第三十一号

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

例施行規則の一部を改正する規則

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（昭和三十七年東京都教育委員会規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第六条の二中「次の」を「懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和二十七法律第二百八十六号）第二条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている」に改め、同

条各号を削る。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

訓 令（教）

●東京都教育委員会訓令第9号

職員の育児休業等に関する規程（平成四年東京都教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

令和五年十二月二十七日

東京都教育委員会

第五条第一項中「非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則」を「非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則」に改める。

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

●東京都教育委員会訓令第10号

都 立 高 等 学 校

都 立 中 等 教 育 学 校

都 立 特 別 支 援 学 校

都 立 中 学 校

都 立 小 学 校

地方公務員法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される職員の旅費規程（昭和五十四年東京都教育委員会訓令第15号）の一部を次のように改正する。

令和五年十二月二十七日

東京都教育委員会

ただし書中「非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」を「非常勤職員の報酬等に関する条例」に改める。

附則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

規程(交)

●交通局規程第七十五号

東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年十二月二十七日

東京都交通局長 久 我 英 男

東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

第二十条第一項中「一年三月未満」を「一年六月に達しない」に改め、同条第二項ただし書中「一年三月」を「一年六月」に改める。

第二十五条第一項中「職員の現住居が」を削り、「滅失し、又は損壊したことにより、職員が当該住居の復旧作業等のため」を「次の各号のいずれかに該当する場合で、職員が」に、「場合」を「とき」に改め、同項に次の各号を加える。

一 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。

二 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

第二十五条第二項中「又は」を「若しくは」に改め、「損壊した日」の下に「又は生活に必要な水、食料等が著しく不足した日」を加え、「一週間」を「七日」に改め、同条第三項中「ときは、」の下に「災害により」を加え、「又は損壊した」を「若しくは

損壊したこと又は生活に必要な水、食料等が著しく不足した」に、「証明書」を「証明書等」に改める。

第二十七条第四項中「前項」を「介護休暇を承認された期間又は前項」に改め、「第二項ただし書の規定により承認された介護休暇にあつては」を削り、「期間」を「各期間」に改める。

附則

1 この規程は、令和六年一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規程による改正後の東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(以下「改正後の規程」という。)(第二十条(東京都交通局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成二十七年交通局規程第七号。以下「会計年度任用職員勤務時間規程」という。)(第十九条において準用する場合を含む。))に規定する育児時間、改正後の規程第二十五条に規定する災害休暇及び改正後の規程第二十七条(会計年度任用職員勤務時間規程第二十六条第二項において準用する場合を含む。))に規定する介護休暇の請求等は、この規程の施行の日前においても行うことができる。

●交通局規程第七十六号

東京都交通局会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年十二月二十七日

東京都交通局長 久 我 英 男

東京都交通局会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(平成二十七年交通局規程第七号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「慶弔休暇」の下に「災害休暇」を加える。
第二十三条の次に次の一条を加える。

(災害休暇)

第二十三条の二 災害休暇については、規程第二十五条の規定を準用する。

第三十条中「、第二十三条」を「から第二十三条の二まで」に改める。

附則

1 この規程は、令和六年一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規程による改正後の東京都交通局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程第二十三条の二に規定する災害休暇の請求等は、この規程の施行の日前においても行うことができる。

●交通局規程第七十七号

東京都交通局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年十二月二十七日

東京都交通局長 久 我 英 男

東京都交通局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程（平成二十七年交通局規程第九号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中第十一号を第十二号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 会計年度任用職員勤務時間規程第二十三条の二の規定により災害休暇を承認されている場合

第十五条第二項第三号中「第九条第二項第九号」を「第九条第二項第十号」に改める。

附則

この規程は、令和六年一月一日から施行する。

規程（水）

●東京都水道局管理規程第三十号

東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年十二月二十七日

東京都水道局長 西 山 智 之

東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成七年東京都水道局管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項及び第二項ただし書中「一年三月」を「一年六月」に改める。

第二十九条第一項中「職員の現住居が」を削り、「滅失し、又は損壊した」ことにより、職員が当該住居の復旧作業等のためを「次の各号のいずれかに該当する場合で、職員が」に、「場合」を「とき」に改め、同項に次の各号を加える。

一 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。

二 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

第二十九条第二項中「又は」を「若しくは」に改め、「損壊した日」の下に「又は生活に必要な水、食料等が著しく不足した日」を加え、同条第三項中「又は損壊した」を「若しくは損壊したこと又は生活に必要な水、食料等が著しく不足した」に改める。

第三十二条第四項中「前項の規定による」を「介護休暇を承認された期間又は前項に規定する」に改め、「第二項ただし書の規定により承認された介護休暇で、六月の期間経過後において承認されたものにあつては」を削り、「期間」を「各期間」に改める。

附則

1 この規程は、令和六年一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規程による改正後の東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第二十五条（東京都水道局会計年度任用職員の勤

務時間、休暇等に関する規程（平成二十七年東京都水道局管理規程第六号。以下「会計年度任用職員勤務時間規程」という。）第十八条において準用する場合を含む。）に規定する育児時間、改正後の規程第二十九条に規定する災害休暇及び改正後の規程第三十二条（会計年度任用職員勤務時間規程第二十四条において準用する場合を含む。）に規定する介護休暇の請求等は、この規程の施行の日前においても行うことができる。

●東京都水道局管理規程第三十一号

東京都水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年十二月二十七日

東京都水道局長 西山 智之

東京都水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成二十七年東京都水道局管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「慶弔休暇」の下に「災害休暇」を加える。

第二十一条の次に次の一条を加える。

（災害休暇）

第二十一条の二 災害休暇については、勤務時間規程第二十九条の規定を準用する。

第二十八条中「、第二十一条」を「から第二十一条の二まで」に改める。

附則

1 この規程は、令和六年一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規程による改正後の東京都水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程第二十一条の二に規定する災害休暇の請求等は、この規程の施行の日前においても行うことができる。

●東京都水道局管理規程第三十二号

東京都水道局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年十二月二十七日

東京都水道局長 西山 智之

東京都水道局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程（平成二十七年東京都水道局管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 会計年度任用職員勤務時間規程第十三条及び第二十一条の二の規定により災害休暇を承認されている場合

第二十三条第二項第三号中「第十五条第二項第九号」を「第十五条第二項第十号」に改める。

附則

この規程は、令和六年一月一日から施行する。

附則

規程（下水）

●東京都下水道局管理規程第二十一号

東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年十二月二十七日

東京都下水道局長 佐々木 健

東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成七年東京都下水道局管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項及び第二項ただし書中「一年三月」を「一年六月」に改める。

第二十九条第一項中「職員の現住居が」を削り、「滅失し、又は損壊したことにより、職員が当該住居の復旧作業等のため」を「次の各号のいずれかに該当する場合で、職員が」に、「場合」を「とき」に改め、同項に次の各号を加える。

一 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。

二 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

第二十九条第二項中「又は」を「若しくは」に改め、「損壊した日」の下に「又は生活に必要な水、食料等が著しく不足した日」を加え、同条第三項中「又は損壊した」を「若しくは損壊したこと又は生活に必要な水、食料等が著しく不足した」に改める。

第三十一条第四項中「前項」を「介護休暇を承認された期間又は前項」に改め、「第二項ただし書の規定により承認された介護休暇にあつては」を削り、「期間」を「各期間」に改める。

附則

1 この規程は、令和六年一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規程による改正後の東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第二十五条（東京都下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成二十七年東京都下水道局管理規程第七号。以下「会計年度任用職員勤務時間規程」という。）第十九条において準用する場合を含む。）に規定する育児時間、改正後の規程第二十九条に規定する災害休暇及び改正後の規程第三十一条（会計年度任用職員勤務時間規程第二十五条第二項において準用する場合を含む。）に規定する介護休暇の請求等は、この規程の施行の日前においても行うことができる。

●東京都下水道局管理規程第二十二号

東京都下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する

規程を次のように定める。

令和五年十二月二十七日

東京都下水道局長 佐々木 健

東京都下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成二十七年東京都下水道局管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「慶弔休暇」の下に「災害休暇」を加える。

第二十二条の次に次の一条を加える。

（災害休暇）

第二十二条の二 災害休暇については、勤務時間規程第二十九条の規定を準用する。

第二十九条中「第二十二條」を「から第二十二條の二まで」に改める。

附則

1 この規程は、令和六年一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規程による改正後の東京都下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程第二十二條の二に規定する災害休暇の請求等は、この規程の施行の日前においても行うことができる。

●東京都下水道局管理規程第二十三号

東京都下水道局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年十二月二十七日

東京都下水道局長 佐々木 健

東京都下水道局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程（平成二十七年東京都下水道局管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 会計年度任用職員勤務時間規程第二十二条の二の規定により災害休暇を承認されている場合

第十六条第二項第三号中「第九条第二項第九号」を「第九条第二項第十号」に改める。

附則

この規程は、令和六年一月一日から施行する。

訓令(議)

●東京都議会議長訓令第五号

東京都議会議長

東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成二十七年東京都議会議長訓令第五号)の一部を次のように改正する。

令和五年十二月二十七日

東京都議会議長 宇田川 聡 史

第十四条第一項中「慶弔休暇」の下に「災害休暇」を加える。

第二十二条の次に次の一条を加える。

(災害休暇)

第二十二条の二 災害休暇については、規則第二十五条の規定を準用する。

第二十九条中「、第二十二条」を「から第二十二条の二まで」に改める。

附則

1 この訓令は、令和六年一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この訓令による改正後の東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程第二十二条の二に規定する災害休暇に係る請求等は、この訓令の施行の日前においても行うことができる。

●東京都議会議長訓令第六号

東京都議会議長

地方公務員法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される職員の旅費規程(昭和十四年東京都議会議長訓令第二号)の一部を次のように改正する。

令和五年十二月二十七日

東京都議会議長 宇田川 聡 史

ただし書中「非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」を「非常勤職員の報酬等に関する条例」に改める。

附則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

郵便番号 163-8001

定価

本号 三〇円

一箇月 六、六〇〇円

(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社

東京都文京区白山一丁目十三番七号

電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

印刷所

勝美印刷株式会社

東京都文京区白山一丁目十三番七号

電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001